

インターネットバンキング利用規定

第1条（この規定の取引に係る契約の成立）

- 1 当行は、お客さまからこの規定の取引に係る、当行所定の申込手続きを完了したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
- 2 2025年6月以降、新規の申込みは受付しておりません。

第1条の2（インターネットバンキングの内容）

インターネットバンキングサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下、「契約者」といいます。）が占有・管理するパソコン・スマートフォン等の機器（以下、「パソコン等」といいます。）を用いた契約者からの依頼に基づき、入出金明細照会等の口座情報の提供、その他当行所定のサービスを利用することができるサービスです。契約者は本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用してください。

第2条（利用の申込み）

- 1 本サービスの利用対象者は、日本国内に居住する当行が適切と認めた個人の方で当行所定の申込み手続きを完了した方に限ります（個人名義の口座であっても事業でお使いの口座は利用できません）。
- 2 本サービスを利用できる口座は、契約者が当行所定の申込手続きにより当行に届け出た利用口座（以下、「サービス利用口座」といいます。）とします。「代表口座」はサービス利用口座の代表として普通預金口座を届け出ていただきます。なお、サービス利用口座は代表口座を含めて、同一店舗・同一名義人とさせていただきます。また、利用口座として登録できる口座数は、当行所定の口座数とします。

第3条（サービス利用時間）

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用時間は利用するサービスにより異なる場合があります。

第4条（本人確認）

- 1 ログインID、パスワードの登録
(1) 契約者は、本サービスの利用にあたり、ログインパスワード（以下、「パスワード」といいます。）を当行所定の方法により届け出るものとします。

- (2) 契約者は、インターネットバンキングの最初の利用時に、当行所定の方法によってログインIDを取得し、登録するものとします。
- (3) パスワード、ログインIDを登録する場合は、当行所定の文字数および英数混在でご指定してください。パスワード、ログインID登録については、契約者以外から推測可能な生年月日や電話番号、他のサービスで利用済のものと同じのもの等の指定は避けてください。
- (4) ログインIDに代えて代表口座の支店番号と普通預金の口座番号を利用することもできます。

2 本人確認手続き

- (1) 本サービスを利用する場合は、契約者のパソコン等からログインID、パスワードを当行に送信するものとします。本サービスの契約申込などでログインID、パスワード以外にもキャッシュカードの暗証番号や届出電話番号等を利用する場合があります。
- (2) 届出電話番号での本人確認は、当行への届出の電話番号の電話機から当行が指定する電話番号へ発信いただきその電話番号と当行への届出電話番号の一致を確認することで行います。また、発信された電話機の電話番号と当行への届出電話番号が一致しなかった場合、本人確認を要する取引は不成立となり、当行は取引の依頼がなかったものとして取扱います。
- (3) 当行で受信したログインID、パスワード等が登録または届出済みの内容と一致した場合に、当行は送信者を契約者とみなし応答します。
- (4) 当行が前号・前々号の確認をして取扱ったうえは、ログインID、パスワード等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) パスワード等の入力について、当行所定の回数を連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。契約者が再度本サービスの利用を希望する場合は、当行所定の方法により届出を行うものとします。

3 ログインID、パスワードの管理等

- (1) ログインID、パスワードは、契約者が第三者に知られないように自らの責任において厳重に管理するものとします。これらにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故により生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、ログインIDおよびパスワードの当行への問い合わせには応じられません。
- (2) 契約者が取引の安全性を確保するため、ログインIDおよびパスワードはパソコン等から随時変更することができます。パソコン等から当行所定の方法により変更前後のログインIDまたはパスワードを当行に送信し、当行が受信した変更

前ログインIDまたは変更前パスワードと当行の保持している最新のログインIDまたはパスワードが一致したときは、当行は契約者からの正式な届出として、直ちにログインIDまたはパスワードを変更します。

- (3) 契約者が、ログインID、パスワード等を失念した場合には、直ちに当行所定の方法により新しいパスワードを届け出てください。

第5条（本サービスの依頼）

- 1 本サービスの依頼は、第4条に従った本人確認方法により、契約者がサービスに必要な事項をパソコン等により当行に伝達して行うものとします。
- 2 当行が本サービスによる依頼を受け付けた場合、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、パソコン等の操作により確認した旨を当行に伝達してください。当行が伝達された内容を確認した時点で依頼が確定したものとし、当行所定の方法で処理を行います。
- 3 依頼内容および処理結果については、受付完了確認画面、依頼内容照会機能、通帳等の記帳により、契約者の責任において確認してください。確認結果が受信できなかった場合、内容に不明な点がある場合、内容に相違がある場合等は、ただちにその旨を取扱店にご連絡ください。
- 4 次の各号等により、取引の処理ができなかった場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱い、本サービスの画面でその旨を通知します。この場合、当該取引が行われなかったために生じた損害については、当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。
 - (1) 契約者が指定したサービス利用口座が解約されているとき
 - (2) 契約者の依頼内容・取引内容はすべて当行において記録され、相当期間保存されます。また、依頼内容・取引内容については、当行の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第6条 口座情報の提供

- 1 当行は契約者からの依頼に基づき、サービス利用口座として登録されている口座について、各種の照会（入出金明細照会など）サービスを行います。
- 2 照会サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。
- 3 照会サービスにおいて当行が回答する内容は、2025年12月30日時点の取引内容となります。

第7条（ワンタイムパスワードサービス）

ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスの利用に際し、スマートフォンにインストールされた専用アプリ（ワンタイムパスワードアプリ以下、「アプリ」といいます。）により、取得され、表示された可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）を、第4条の本人確認に加えて用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。

- 1 ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスの契約者で当行所定の方法によりワンタイムパスワードの利用手続きをされた方とします。なお、2026年1月1日以降は、ワンタイムパスワードの利用手続きはできません。
- 2 ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、本サービスの当行所定の取引について、本規定第4条の本人確認手続きに加えてワンタイムパスワードを当行所定の方法にて正確に入力、送信してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワード等と、当行が保有するワンタイムパスワード等が一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。
- 3 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行はワンタイムパスワード必要取引について利用を停止します。
- 4 アプリをインストールしたスマートフォンを変更される場合は、事前に当行所定の方式によりインターネットバンキングで手続きを行ってください。この手続きを行わずにスマートフォンを変更された場合はワンタイムパスワードを利用したお取引ができなくなりますので、すみやかに本サービスで「ワンタイムパスワード再発行」を行ってください。
- 5 ワンタイムパスワードサービスの利用中止を希望する場合は、当行所定の方法により手続きを行ってください。この手続きが完了した後、契約者の本人確認手続きにワンタイムパスワードの入力が不要となります。
- 6 ワンタイムパスワードおよびアプリをインストールしたスマートフォンは、契約者ご自身で厳重に管理してください。スマートフォンを紛失等された場合は、すみやかに契約者から当行に届け出てください。当行への届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。
- 7 生体認証ログインについて
 - （1）生体認証ログインとは、本サービスの利用に際し、スマートフォンに搭載された生体認証機能において、契約者の生体情報（個人の顔、指紋等の身体の一部の特徴）を用いることにより、本サービスの当行所定の取引について、本人確認手続きを補助する機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能が搭載され

た当行が認めるスマートフォンにてアプリを利用する場合にのみ、用いることができます。なお、契約者の生体情報は、契約者のスマートフォン内で管理され、当行が契約者の生体情報を取得することはありません。

- (2) 契約者は、生体認証ログインの利用を希望する場合は、アプリから、当行所定の手続きにより、スマートフォンに搭載された生体認証機能を起動し、生体認証を実施後、ID・パスワードを入力してください。当行が受信し、認識したID・パスワードが契約者の現在の登録ID・パスワードと各々一致する場合、当行は契約者からの生体認証ログイン利用開始の依頼とみなし、生体認証ログインの提供を開始します。
- (3) 生体認証ログインの利用開始後は、当行は本サービスの当行所定の取引について、ID・パスワードに加え、生体認証機能による本人確認手続きを選択できるようになります。契約者が生体認証を希望する場合は、スマートフォンに搭載された生体認証機能による本人確認手続きを行いますので、生体認証機能を起動し、生体認証を実施してください。契約者の生体情報がスマートフォンに登録された生体情報と一致後、ワンタイムパスワードが当行に自動で送信されます。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有するワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。
- (4) 生体認証ログインの利用の中止を希望する場合は、アプリにて、当行所定の手続きにより、利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、契約者の本人確認手続きに、ID・パスワードの入力が必要となります。なお、生体認証ログインの利用解除の手続きを完了した後に、再度生体認証ログインの利用を希望する場合は、前記(2)の手続きを行ってください。

第8条（メッセージ・電子メール通知サービス）

- 1 メッセージ・電子メールサービスはメッセージ画面や電子メールにより、次の情報を契約者宛に通知するサービスをいいます。
 - (1) 一般メッセージ：新サービス・キャンペーン・商品等に関する情報
 - (2) システムメッセージ：取引結果のご案内やサーバーメンテナンスのご連絡等の本サービス運営に関する重要な情報
- 2 電子メール通知サービスの取扱について
 - (1) 契約者は、電子メール通知サービスを利用するに際し、一般メールサービスについて受信の可否を端末からの操作により随時変更できるものとします。ただし、システムメッセージは受信拒否の登録はできません。
 - (2) 契約者宛に電子メールを配信した際に、登録アドレスが確認できない、あるいは

は、受信拒否されている等の理由により当行の所定回数が未達であった場合、当行の判断により、契約者宛に通知することなしに電子メールアドレスの登録を解除できるものとします。

- (3) 配信した電子メールから他社の管理するウェブサイトへリンクする場合がありますが、リンク先のホームページに関する情報は、そのホームページ運営者が提供する情報であり、当行が提供する情報ではありません。このため、当該情報に起因または関連して生じた一切の損害について当行は責任を負いません。

3 情報の利用

契約者は、当行から配信する情報の内容を無断転送または2次流用することはいかなる場合もできません。

4 業務の実施、運営

当行は、本サービスの実施・運営の一部業務について当行が契約した会社に業務委託する場合があります。

5 個人情報の利用目的

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、その後の改正を含みます。）に基づきお客さまの情報を以下の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

6 業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2) 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱が認められる業務を含みます。）

7 利用目的

銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の目的で利用いたします。

- (1) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (4) 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5) 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性

の判断のため

- (6) 与信事業に際して個人情報加盟する個人情報情報機関に提供する場合、適切な業務の遂行に必要な範囲で、第三者に提供するため
- (7) ローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。その際、お客さまの個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることとなるため
- (8) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (9) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (11) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (12) 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (13) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (14) その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (15) 当行グループの経営管理ならびにこれに付随する業務を遂行するため

8 利用目的の限定

銀行法施行規則第13条等により、個人情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外に利用・第三者提供いたしません。

第9条（通知手段）

契約者は、当行からの通知・確認・ご案内の手段として郵送、電話、電子メール等を利用されることに同意するものとします。

第10条（届出事項の変更等）

- 1 サービス利用口座および本サービスに関するお届け印、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときには、当行所定の方法（本規定および各種預金規定ならびにその他の取引規定で定める方法を含みます。）に従い、ただちに当行に届け出てください。変更の届出は、当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより契約者に損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。
- 2 前第1項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの送信、通

知または当行が送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達するべきとみなされる時点に到達したものとします。

第11条（「ログインID」・「ログインパスワード」に関する紛失・盗難等）

- 1 契約者の「ログインID」・「ログインパスワード」等が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合、機器の盗難、遺失等により「ログインID」・「ログインパスワード」を第三者に知られるおそれがある場合、契約者は当行所定の時間内に店頭または電話により届け出てください。当行は、店頭または電話の受付により、本サービスの利用を停止します。この場合、すでに依頼済みで当行が処理していない振込・振替等の取引の依頼は、有効に存続するものとします。なお、契約者はあらためて当行所定の方法により、解約手続を行うものとします。
- 2 前第1項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きをとってください。

第12条（反社会的勢力との取引拒絶）

本サービスは、第13条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの契約をお断りするものとします。

第13条（解約等）

- 1 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に連絡することなく、本サービスを解約することができるものとします。
 - （1）支払停止または破産、もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - （2）手形交換所、電子記録債権登録機関等の取引停止処分を受けたとき。
 - （3）住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。
 - （4）当行に支払うべき、別にお知らせした所定の取扱手数料の未払いが生じたとき。
 - （5）1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
 - （6）相続の開始があったとき。
 - （7）契約者が本邦の居住者でなくなったとき。
 - （8）契約者が本規定に違反して不正に本サービスを利用する等、当行が本サービスを緊急に中止することを必要とする相当の事由が発生したとき。
- 2 当行は、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、この取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を

解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、当行は、その損害額の支払いを求めることができます。

- (1) 契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または、当行の業務を妨害する行為

第14条（免責事項等）

- 1 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策（当行所定のセキュリティ手段を含みます。）を講じていたにもかかわらず次により生じた損害
 - (1) システム、端末機ならびに通信回線等の障害により、サービスの取扱に遅延・不能等が発生したために生じた損害
 - (2) 通信経路において盗聴などがなされたことにより、「パスワード」や取引情報等が漏洩したために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、当行から

のそれぞれの取引終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取扱が中断したと判断し得る場合には、契約者の責任において障害回復後に取扱店に受付の有無等をご確認ください。

- 2 システムの変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱に遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当行は責任を負いません。
- 3 本サービスでのサービス提供にあたり、当行が当行所定の確認手段を行ったうえで送信者を契約者とみなして取扱を行った場合は、当行はパソコン等の機器、「ログインID」・「ログインパスワード」等につき偽造、変造、盗用または不正利用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。契約者はパソコン等、「ログインID」・「ログインパスワード」等を第三者に不正使用されないよう、契約者の責任において厳重に管理してください。また、パソコン等、「ログインID」・「ログインパスワード」の異常に基づくエラー、盗難等の事故または「ログインID」・「ログインパスワード」が漏洩したおそれがある場合には、別にお知らせした当行所定の時間内に取扱店に届け出てください。
- 4 契約者は、本サービスの利用にあたり契約者自身が所有管理するパソコン等の端末を利用し、通信媒体が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保してください。当行はこの規定によりパソコン等の端末が正常に稼働することを保証するものではありません。パソコン等の端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

第15条（海外から利用する場合）

契約者が海外から本サービスを利用する場合には、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があります。

第16条（サービスの追加）

- 1 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。
- 2 サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

第17条（サービスの休止）

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定

に基づくサービスを休止することができます。この中断の時期および内容については、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。

第18条（サービスの廃止）

- 1 本サービスは、2026年4月30日をもって廃止となります。
- 2 本サービスで実施しているサービスについて、当行は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。
- 3 サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第19条（関係規定の適用・準用）

本規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定、預金口座振替規定、振込規定等関係する各規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第20条（規定の変更）

- 1 この規約の各条項は、前条に定める場合を含め、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 2 前項によるこの規約の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第21条（契約期間）

- 1 本契約の当初契約期間は、当初契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して1年間継続されるものとします。以後継続後も同様とします。
- 2 本契約は、2026年4月30日をもって自動解約となります。

第22条（譲渡、質入れ等の禁止）

インターネットバンキング契約に基づく契約者の権利および預金等は、譲渡質入れすることはできません。

第 23 条（準拠法・合意管轄）

- （１）この規定に基づく取引契約準拠法は日本法とします。
- （２）この規定に基づく取引に関する紛争は、当行の本店または取引店を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

（ 2 0 2 6 年 1 月 1 日現在）